

保護者の皆様へ

春日井市教育委員会

### 3 学期からの教育活動について(お知らせ)

日頃より、本市の小中学校の教育活動にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
さて、新型コロナウイルス感染症については第8波の影響が心配されるところです。一方で、国や県は、オミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大であれば新たな行動制限は行わないとして、「『厳重警戒』での感染防止対策」を年末に一部変更しています。

本市といたしましても、基本的に4月からの感染症対策を継続しつつ、お子様の学びの保障、心身への影響の観点から、できる限りの教育活動を進めていきたいと考え、3学期からの教育活動を以下のとおり一部変更いたします。

引き続き、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 1 感染拡大防止について

### (1) 登校について

- ・同居の家族に「風邪症状」がある場合でも、お子様に症状がなければ登校してもかまいません。ご心配な場合は学校へご相談ください。

### (2) 校内での基本的な感染症対策

- ・屋外は、季節を問わずマスクの着用は原則不要です。ただし、十分な身体的距離(2mを目安)がとれずに会話をするときは着用を推奨とします。また、屋内は、身体的距離が確保でき会話をほとんど行わない場合はマスクの着用は不要です。それ以外はマスクの着用を推奨します。
- ・マスクについては、場面に応じた適切な着脱を、無理強いしないよう指導します。また、マスクの着脱に関わり、不要な差別やいじめが起こらないよう指導します。

## 2 教育活動について

- グループ学習や多数の人が集まる行事については、校内の感染状況を確認し、健康観察の徹底をはじめ、手洗い・換気・身体的距離の確保・場面に応じたマスクの着用等の感染防止対策を徹底して実施します。

## 3 お願い

- 学校では、感染者や濃厚接触者がいじめの被害者にならないよう指導をしています。また、マスクについては、様々な事情で着用すること、あるいは外すことができない児童生徒がいることも指導しています。学校ホームページにもリーフレットをアップする予定ですので、ご家庭でも話題にいただき「偏見」や「差別」が生じないようお話しください。
- ご家庭においても「新しい生活様式」の実践を、引き続きお願いします。3密(密集・密接・密閉)の回避、マスクの適切な着用、こまめな換気、手洗いなどの感染症対策の徹底とともに、十分な健康管理をお願いします。